

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成18年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

熊本県告示第287号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷 義子

事業者の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
企業組合 労協センター事業 団 身体障害者居宅介護	事業所の名称及び 所在地	ケアワーカーズ・ クラナド 荒尾市上平山 1162番地3	ヘルパーステー ション大空 荒尾市平山2270 番地15	平成16年 11月1日

熊本県告示第288号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷 義子

事業者の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
企業組合 労協センター事業 団 知的障害者居宅介護	事業所の名称及び 所在地	ケアワーカーズ・ クラナド 荒尾市上平山 1162番地3	ヘルパーステー ション大空 荒尾市平山2270 番地15	平成16年 11月1日

熊本県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷 義子

事業者の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
企業組合 労協センター事業 団 児童居宅介護	事業所の名称及び 所在地	ケアワーカーズ・ クラナド 荒尾市上平山 1162番地3	ヘルパーステー ション大空 荒尾市平山2270 番地15	平成16年 11月1日

熊本県告示第290号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮谷 義子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山都町立国民健康保険 蘇陽病院	上益城郡山都町滝上526番地	平成17年2月11日から 平成20年1月31日まで

熊本県告示第291号

次の救急医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1

条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。
平成17年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	撤 回 日
国民健康保険蘇陽病院	阿蘇郡蘇陽町滝上 526 番地	平成17年2月10日

熊本県告示第 292 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字坂谷字坂本 1141 の 1、1141 の 2、1141 の 6、1159 の 1 から 1159 の 3 まで
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 293 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 294 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南小国町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6980014	森口医院	森口 英興	天草郡天草町大江 7214	平成17年 2月1日
6090058	宮本医院	医療法人宮交会	菊池市隈府775	平成17年 1月1日
6780025	犬童耳鼻咽喉科	医療法人犬童会	球磨郡多良木町多良木 2834	平成17年 1月1日
6060101	木山・中村クリニック	医療法人萌悠会	本渡市小松原町16-13	平成17年 1月1日
6050117	坂木整形外科医院	医療法人青葉会	玉名市中1115	平成17年 1月1日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6034041	まえじま歯科医院	医療法人幸和会	荒尾市増永2741-11	平成17年 1月1日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
0000961	あおい薬局益城店	有限会社あおいファーマ	上益城郡益城町惣領 1518-1	平成17年 2月1日

熊本県告示第296号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
宮本医院	宮本 雄一	菊池市隈府775	平成17年1月1日
犬童耳鼻咽喉科	犬童 直哉	球磨郡多良木町多良木2834	平成17年1月1日
木山・中村クリニック	木山 茂	本渡市小松原町16-13	平成17年1月1日
坂木整形外科医院	坂木 直樹	玉名市中字池尻1115	平成17年1月1日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
まえじま歯科医院	前嶋 和幸	荒尾市増永2741-11	平成17年1月1日
鹿井歯科医院	鹿井 省文	菊池郡大津町室125	平成17年1月10日

熊本県告示第297号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成17年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕